

平成 27 年 12 月 10 日

九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟第 11 回口頭弁論について

本日 15 時から、鹿児島地方裁判所において、川内原子力発電所操業差止訴訟の第 11 回口頭弁論が行われました。

本件は、川内原子力発電所 1・2 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（平成 24 年 5 月 30 日）から第 7 次（平成 27 年 8 月 28 日）にわたり、提訴されたものであり、当社は原告の請求の棄却を求めています。

今回、当社は準備書面を 2 通提出し、川内地域の避難計画等には合理性・実効性があること、また、川内原子力発電所の運用期間中に破局的噴火が起きる可能性は極めて低く、万一その可能性が僅かでも存する事象が確認された場合には直ちに適切な対処を行うため、具体的危険性は存しないこと等について改めて主張しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上